# 【特定求職者雇用開発助成金 2018/08/10 現在】

■雇い入れ系の助成金の中で最も活用例が多く、かつ申請がしやすい助成金です。高年齢者、障がい者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して、助成金が支給されます。

## 【助成額】

	短期時間 労働者以外	対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
		高齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母	60(50)万円	1年	30 万円 ×2 期 (25 万円 ×2 期)
		身体・知的障がい者	120(50)万円	2年(1年)	30 万円 ×4 期 (25 万円 ×2 期)
		重度障がい者等(重度障がい者、 45歳以上の障がい者、 精神障がい者)	240(100)万円	3年(1年6か月)	40 万円×6 期 (33 万円×3 期) ※第 3 期の支給額は 34 万円
	短期時間 労働者	対象労働者	対象労働者	対象労働者	対象労働者
		対象労働者	対象労働者	対象労働者	対象労働者

- ※対象労働者は、雇い入れ日現在の満年齢が65歳未満の方に限ります。
- ※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

### 【主な要件】

- (1) ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること。
- (2) 雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められること。

### 【申請時期】

雇い入れ日6か月経過時より2か月以内

### 【注意点】

- ◇期間の定めのない雇用形態であること
- ◇正しい給与計算をしていること(未払残業代等がないこと)